

プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和2年 6月 17日

公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社
理事長 齋藤 晃

1 業務の概要

- (1) 業務名 名古屋市民御岳休暇村利用促進業務委託
- (2) 業務内容 別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 次の①、②のいずれかに該当する者
 - ① 長野県の令和元・2年度競争入札参加資格取得者名簿のうち、参加資格「製造・買入れ・その他」の大分類14「その他の業務」中分類19「広告・宣伝」に登載されている者
 - ② 名古屋市の令和元・2年度競争入札参加有資格者名簿のうち、区分「業務委託」業種「宣伝・広告の企画」に登載されている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる競争入

- 札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)又は商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとしなない者であること。
 - (7) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。
 - (8) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19 財契第 103 号)に基づく排除措置の期間がない者であること。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒397-0201 長野県木曾郡王滝村 3159 番地 25
公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社
事業課 事業係 宮下智、小池優紀夫
電話 0264-48-2111
メールアドレス taiken@ontake-kyukamura.net

(2) 実施説明書等の入手方法

公社ホームページからダウンロードする。
アドレス <http://ontake-kyukamura.net/>

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和 2 年 7 月 16 日(木) 午後 5 時

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

7 部(正本 1 部、副本 6 部)

エ 提出方法

郵送(書留郵便)による(ア 提出期限に必着)

(4) 事前現地視察会の開催

本プロポーザルに係る事前現地視察会を次のとおり開催するので、参加にあたっては、実施説明書等を各自持参すること。

ア 開催日時

令和2年6月24日（水）午後1時～

イ 開催場所

長野県木曾郡王滝村 3159 番地 25

公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社

ウ 参加方法

事前現地視察会参加届（様式6）を令和2年6月22日（月）午後5時までに、(1)に示す場所へ電子メールにより提出すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から参加は各者2名以内とする。

4 審査の手續及び契約候補者の選定

提出された企画提案案等について、下記のように審査を実施する。企画提案書等の評価は、学識経験者及び公社職員のうちから選任する「名古屋市民御岳休暇村利用促進業務委託事業者評価委員」が行い、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手續を行う。

(1) 第1次審査（書面審査）

なお、企画提案書等の提出者が5者以下の場合には、第1次審査は実施しない。

(2) 第2次審査（ヒアリング審査）

日程 令和2年7月28日（予定）

ただし、提案状況により日程が変わることがある。対象者には別途連絡する。

5 その他

(1) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は提案者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者のした提案

イ 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 企画提案書等の作成及び提案に関する条件に違反した事案

エ 見積金額が実施説明書に示した契約上限金額を超える提案

オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(3) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（公社から指示があった場合を除く。）。

(4) その他詳細は、実施説明書による。